

香芝市、大和高田市、御所市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町における 8市町21施設の体育施設・文化施設の相互利用が始まります！

市HP



令和7年10月1日より、上記の8市町に在住のかたは、以下の施設が施設所在地の市内、町内料金で利用可能になります。

＊下表の施設名に「☆」がついている施設については、在勤のかたも、市内、町内料金が適用されます。

自治体	文化施設	電話番号	自治体	体育施設	電話番号
香芝市	☆香芝市ふたかみ文化センター (市民ホール・楽屋)	0745-77-1000	大和高田市	大和高田市立武道館	0745-22-8862
御所市	御所市文化ホール(アザレアホール)	0745-65-2580	葛城市	☆葛城市民体育館	0745-69-5131
葛城市	新庄文化会館 (マルベリーホール)	0745-69-4600		☆新庄スポーツセンター	0745-69-6961
上牧町	☆上牧町文化センター (ペガサスホール)	0745-78-9900		☆葛城市当麻スポーツセンター (総合体育館)	0745-48-6600
王寺町	王寺町地域交流センター (リーベルホール)	0745-33-3000	上牧町	☆上牧第一町民体育館	0745-78-0118
	王寺町やわらぎ会館(イベントホール)	0745-31-5555	広陵町	☆上牧第二町民体育館	
	☆王寺町防災コミュニティセンター (いずみホール)	0745-72-1800		☆広陵中央体育館	0745-55-4414
	☆王寺町王寺南公民館(大ホール)	0745-32-5201		☆広陵東体育館	
	広陵町 広陵中央公民館(かくや姫ホール)	0745-55-1181		☆広陵西体育館	
				☆広陵北体育館	
			河合町	☆河合町立北体育館	0745-56-4600

◆問合先 市役所管財課 ☎0745-44-3338

野焼き（野外焼却）は法律で禁止されています！

「野焼き」とは、廃棄物を野外で焼却することをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止（廃棄物の不適正処理として罰則の対象となる可能性があります。）とされています。庭で刈った草木などを含め、廃棄物はその種類に応じ、燃えるごみの日など、決められた日に集積所に出すか、焼却場（美濃園）への自己搬入により適切な処分をお願いします。

なお、農業や林業を営むために「やむを得ない」ものとして行われる廃棄物の焼却などは、一部を例外として認められています。ただし、環境省通知（令和3年11月30日）により、例外に該当するような焼却であっても、生活環境の保全上著しい支障を生ずる場合などは、この例外には含まれません。事前に消防署への届け出、近隣住民への声掛けを行い、焼却の量、時間、風向きを考慮するなど、周辺には十分な配慮をお願いします。

また、令和7年度に入り、「野焼き」が原因の火災が複数発生しています。延焼などによる火災予防のために、作業時には以下の点に注意してください。

- ①乾燥注意報発令時の作業は控える。
- ②水バケツなどの消火準備を必ず行い、作業場所から離れない。
- ③1人ではなく複数名で作業する。
- ④作業後は完全消火していることを必ず確認する。

◆問合先 市役所環境政策課 ☎0745-44-3306
廃棄物対策課 ☎0745-77-4189
香芝消防署 ☎0745-76-4119

くみ取り便槽(非水洗)収集日程 令和7年11月分

月日	香芝清掃	大和清掃
11/4(火)	狐井 (磯壁の一部を含む)	
5(水)	良福寺・鎌田	
6(木)	東良福寺	上中・今泉・尼寺・平野
7(金)		今泉・上中・下田(西・東)
10(月)	別所・瓦口	

◆問合先 市役所環境政策課 ☎0745-44-3306

月日	香芝清掃	大和清掃
11(火)	五位堂	北今市・藤山・穴虫 下田(西・東)・高
12(水)		逢坂・穴虫・畑 閑屋・田尻
13(木)		
14(金)		畑・磯壁・本町
17(月)		下田(西・東)・五ヶ所

浄化槽清掃日程 令和7年11月分 ＊日曜日・祝日・清掃業者の休日は休み

11月13日(木)～20日(木) [大和清掃] 今泉・平野・上中・高(JR和歌山線より西側で、西名阪より南側区域)・旭ヶ丘・畑之浦
11月20日(木)～28日(金) [大和清掃] 下寺・今泉・上中・平野(JR和歌山線より西側で、西名阪より北側区域)・尼寺
11月18日(火)～28日(金) [香芝清掃] 鎌田地区

- 作業時間の目安は、月～金曜日が8:00～15:00、土曜日が8:00～12:00です。作業状況により前後する場合があります。
- 浄化槽清掃について、11月にくみもれた世帯は12月に予備日を設けますので、12月1日(月)～5日(金)の8:30～17:15までに環境政策課へ電話でお申し込みください。(注意:予備日の受付件数には限りがあります。料金は一斉清掃時と同じですが、前年に清掃をされていない場合はこの限りではありません。)
- 令和6年4月より一斉清掃料金が200円増額されましたのでご注意ください。詳しくは清掃業者へお問い合わせください。
- 各日程については、作業の状況により2～3日前後することがあります。
- 浄化槽は、浄化槽法第10条で年1回以上の清掃が義務付けられています。
- 転入・転居・浄化槽を新設されたときで浄化槽一斉清掃をご利用される場合は、登録が必要です。環境政策課の窓口でお申し込みください。
- 転入・転出されるとき、また公共下水道に切り替えられたときは、環境政策課までご連絡ください。
- 清掃には水道・ホースが必要です。作業内容などについては清掃業者へお問い合わせください。
- ◆香芝清掃 ☎0745-76-6108 ◆大和清掃 ☎0745-52-3372

- コミュニティバス運休日:毎週木曜日、10月13日(月・祝)、11月3日(月・祝)
- ＊運行状況は市ホームページにてご確認ください。

市HP →

